

案

# 石川県地域福祉支援計画 2019

2019 年度～2023 年度計画

2019 年（平成 31 年）3 月

石 川 県

# 目次

## 第1章 計画の概要

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間   | 3 |

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 少子高齢化の進行    | 4 |
| 2 | 世帯構造の変化     | 6 |
| 3 | 地域社会の状況     | 8 |
| 4 | 支援を要する方々の状況 | 9 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 基本理念（目指す姿） | 13 |
| 2 | 基本的な視点     | 14 |
| 3 | 施策の柱       | 16 |

## 第4章 計画の施策体系

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 地域支え合いの基盤づくり               |    |
| ①   | 市町における地域福祉推進に向けた取組みへの支援    | 18 |
| ②   | 地域支え合いについての県民意識の醸成         | 19 |
| ③   | 地域支え合いを担う多様な人材の育成          | 20 |
| 2   | 地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実     |    |
| (1) | 地域の支援ニーズを把握し、支援に結びつける機能の強化 |    |
| ①   | 地域の支援ニーズを早期に把握するための取組みの推進  | 22 |
| ②   | 適切な支援につなげるための相談支援体制の充実     | 24 |

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| （２） | 地域での安心で健やかな暮らしをサポートする取組みの充実 |    |
| ①   | ニーズに対応した公的支援の充実             | ２７ |
| ②   | 地域支え合いを通じた生活支援の充実           | ３０ |
| ③   | 主体的な健康づくりや積極的な社会参加等への支援     | ３２ |
| （３） | 安全・安心な生活環境の整備               |    |
| ①   | 地域防災力の強化                    | ３３ |
| ②   | 交通安全対策と犯罪被害等の防止の推進          | ３３ |
| ③   | バリアフリー社会の推進                 | ３５ |
| ３   | 利用者主体の福祉サービスの充実             |    |
| （１） | 質の高い福祉サービスの充実               |    |
| ①   | 事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組みへの支援  | ３７ |
| ②   | 福祉サービス従事者の確保と資質の向上          | ３７ |
| （２） | 福祉サービス利用者の権利・利益の保護          |    |
| ①   | 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの整備       | ３９ |
| ②   | 利用者本人の意思決定を支援する仕組みの普及       | ３９ |

# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、地域活動を担う世代の人口減少や、地域の助け合い機能の低下など、地域福祉を取り巻く環境変化に対応するため、平成24年3月に「石川県地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉の取組みを支援してきました。

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスによる対処だけでなく、地域における支え合いの充実を図り、これらの一体的な提供を通じて、自立した日常生活を支える社会環境を構築していくことが重要となります。

このため、この計画では地域における見守りと支え合いの活動の充実を図っていくことに主眼を置いており、様々な施策に取り組んでいるところです。

近年、少子高齢化の更なる進行や、それに伴うひとり暮らしの高齢者の増加など、福祉サービスに対するニーズは増大するとともに、多様化しております。

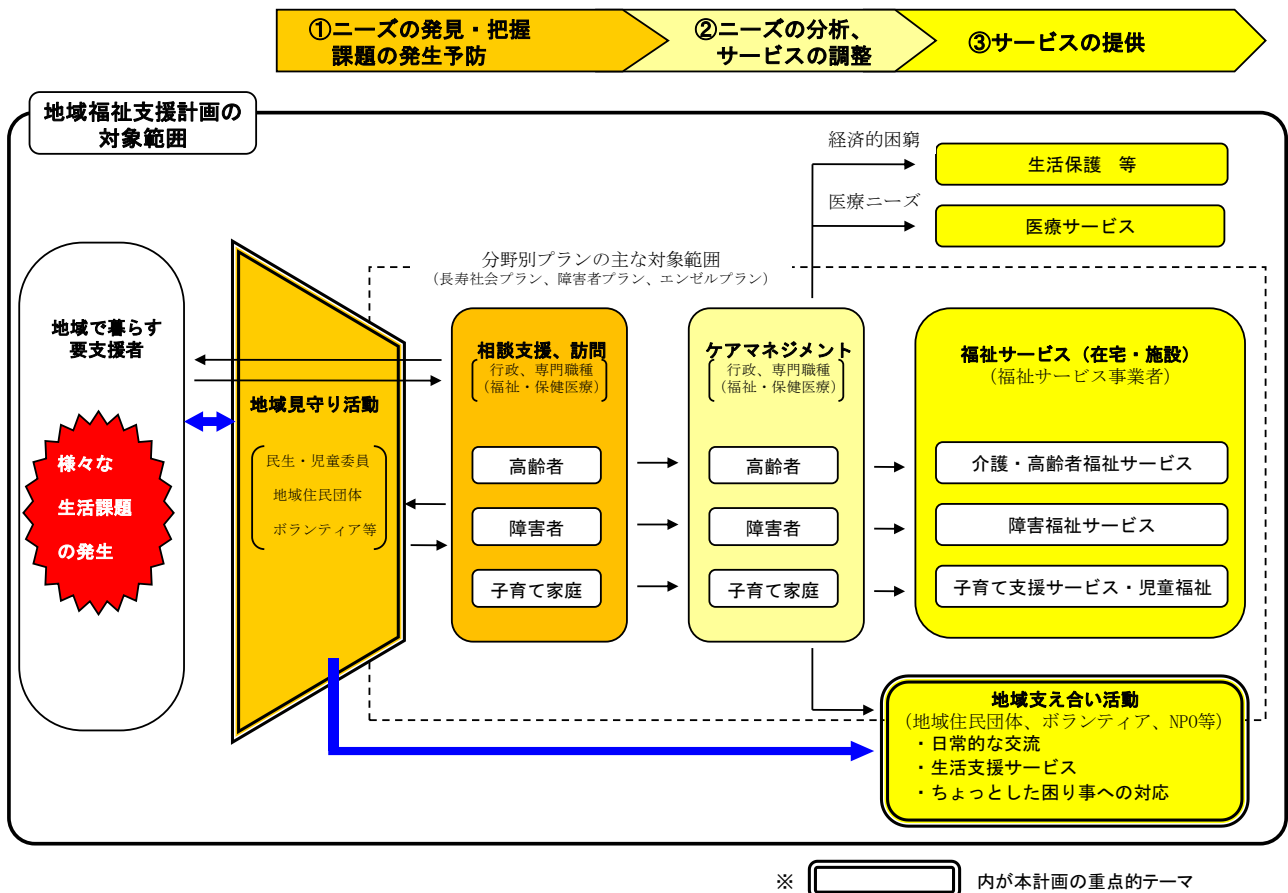
このような状況を踏まえ、引き続き市町の地域福祉の取組みを支援する必要があること、また、地域福祉について規定している社会福祉法が一部改正されたことへの対応が必要なことから、この度、新たに「石川県地域福祉支援計画2019」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画として、市町における地域福祉の推進を支援するとともに、各市町では対応が困難な広域的、専門的な課題への県の対応を定める計画です。

また、分野別計画（「石川県長寿社会プラン」、「いしかわ障害者プラン」及び「いしかわエンゼルプラン」）では対応できない地域の福祉課題に対する取組みの充実とともに、分野別計画の中で「地域福祉」の視点で共通する施策を横断的に結び、その有機的な連携を図る計画とします。

石川県地域福祉支援計画と分野別計画の関係（イメージ）



### 3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とし、地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(参考)

社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要

(1) 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

(2) (1) の理念を実現するため、市町が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・ 主に市町圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

(3) 地域福祉計画の充実（都道府県地域福祉支援計画も同様）

- ・ 市町地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載

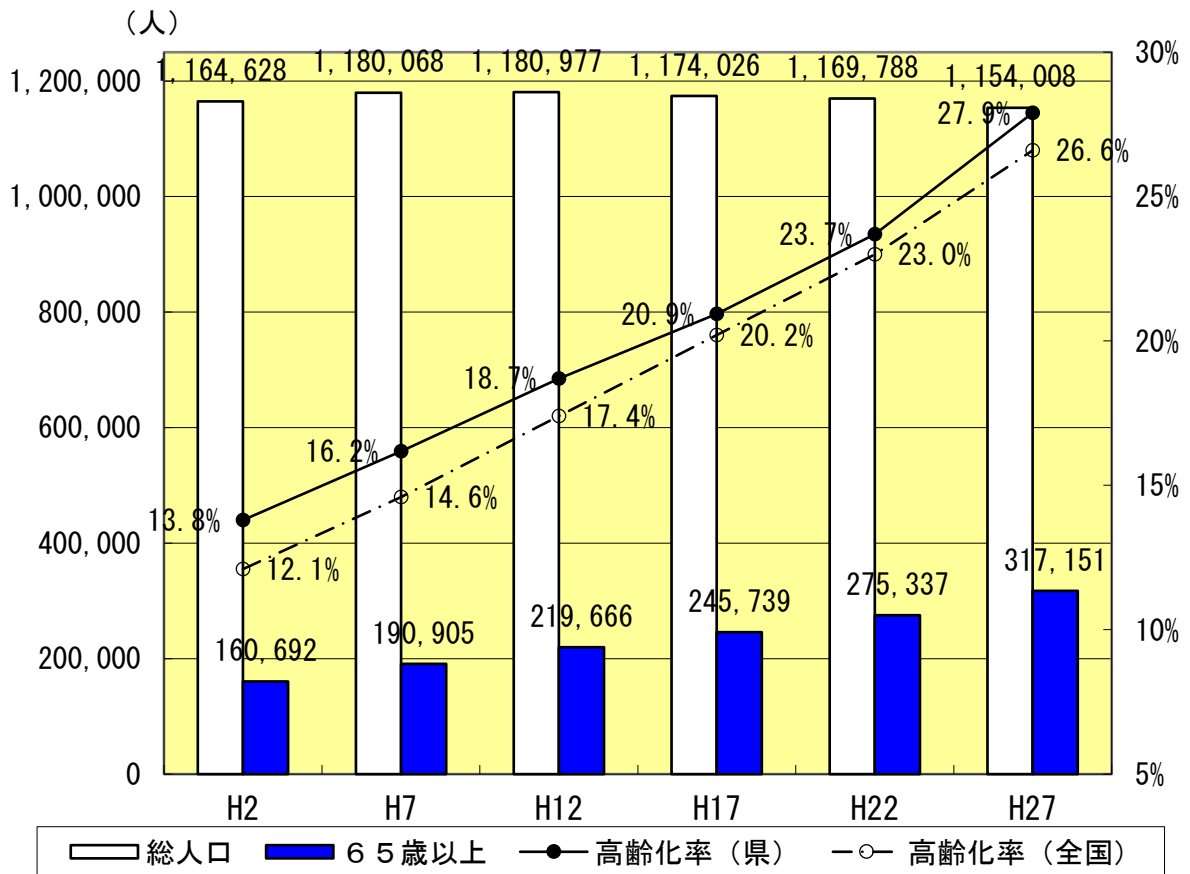
(平成29年12月12日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知を参考に作成)

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 1 少子高齢化の進行

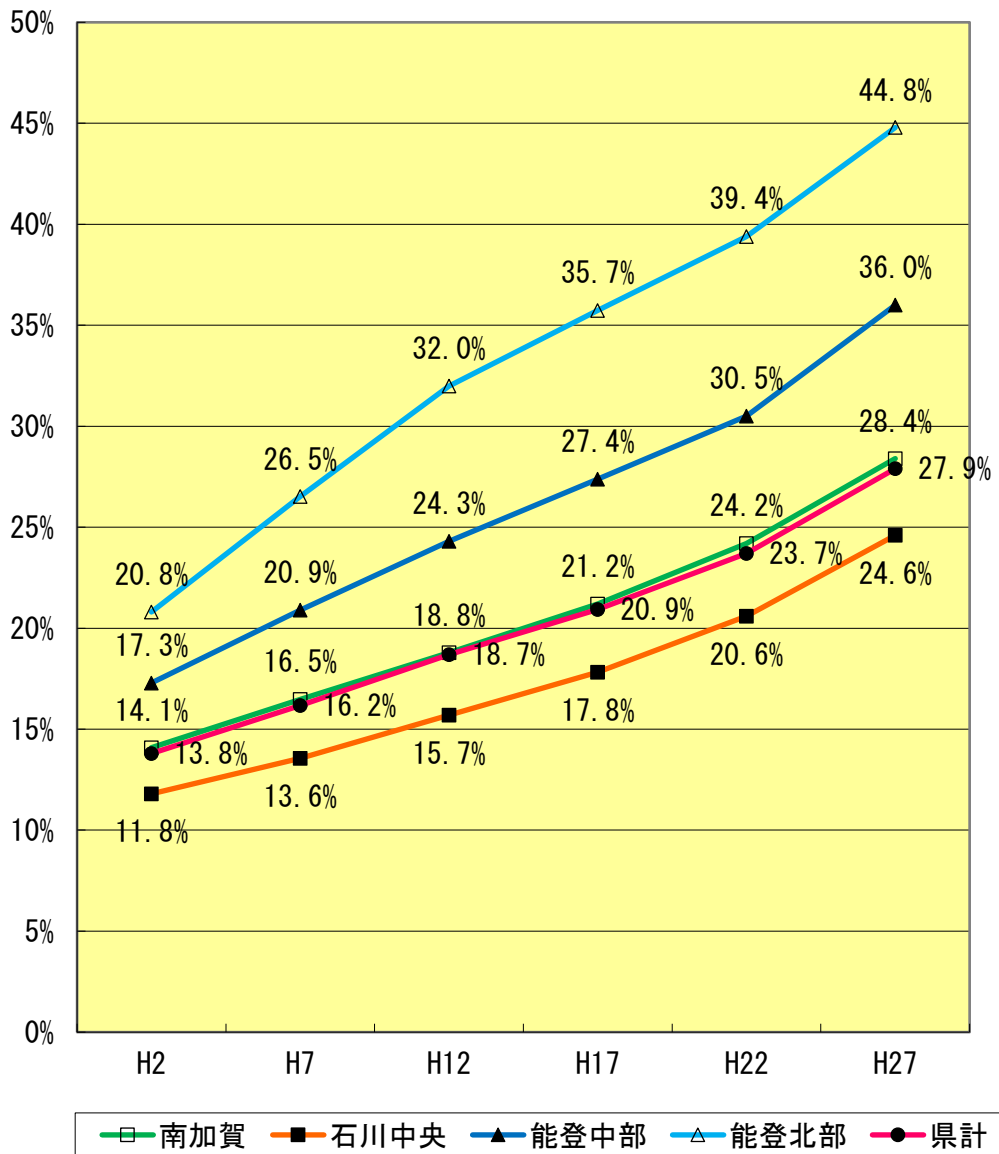
我が国の少子高齢化が進行する中で、本県においても、高齢化率が上昇し続けており、今後も、高齢者の増加とともに、地域社会を支える世代の人口減少が同時に進行することが見込まれ、特に、能登北部では、高齢化率が44.8%に達し、こうした傾向が顕著となっています。

県の人口と高齢化率の推移



「国勢調査」(総務省)

### 本県の圏域別高齢化率の推移



※圏域の構成  
 南加賀 : 小松市、加賀市、能美市、川北町  
 石川中央 : 金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町  
 能登中部 : 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町  
 能登北部 : 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

「国勢調査」(総務省)

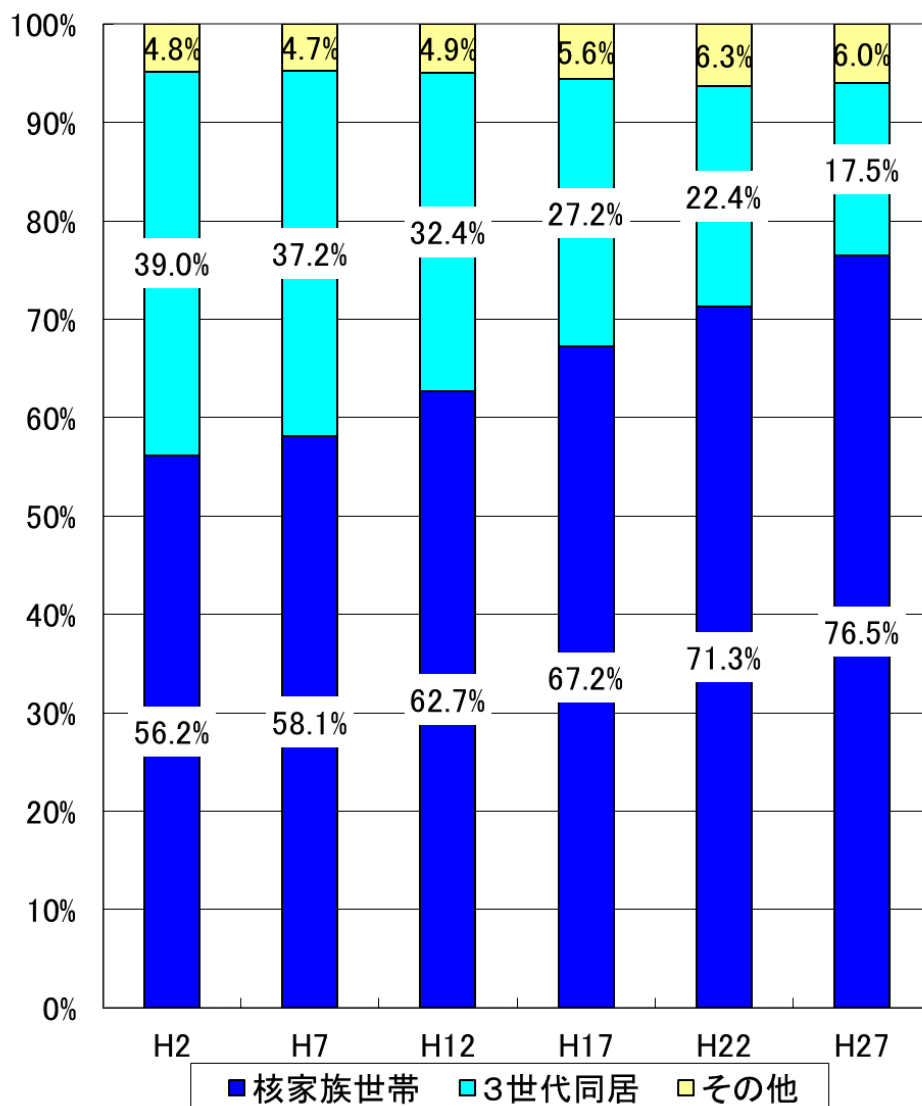


## 2 世帯構造の変化

世帯構造については、全国的に核家族化が進行しており、本県においても、現在、全体の76.5%が核家族世帯となっています。

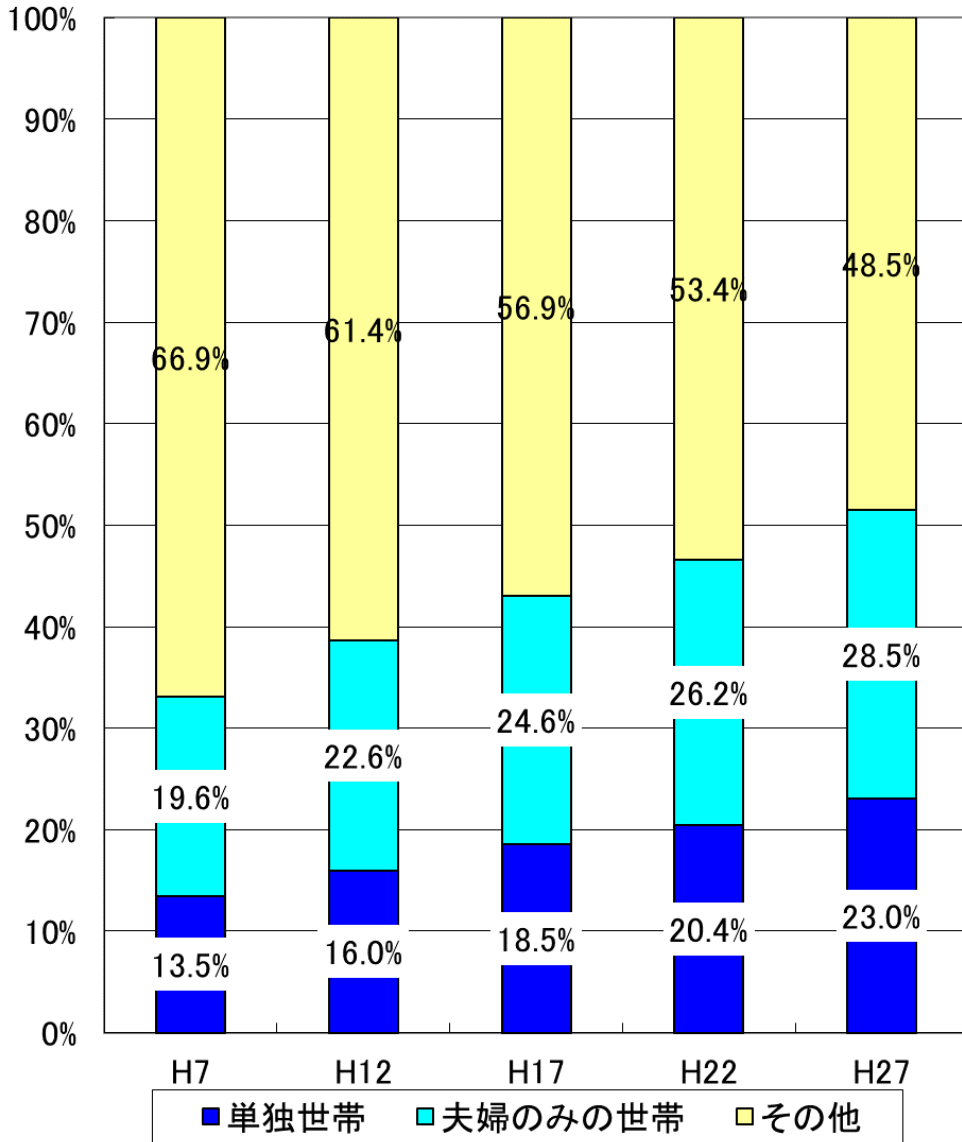
さらに、人口の高齢化が進む中で、高齢者の単独世帯や、高齢者夫婦のみの世帯など、地域社会において、日常生活を送る上で周囲からの様々な支援が必要と考えられる世帯が増加しています。

本県の18歳未満の子どもがいる世帯の状況



「国勢調査」(総務省)

### 本県の65歳以上世帯員がいる世帯の状況



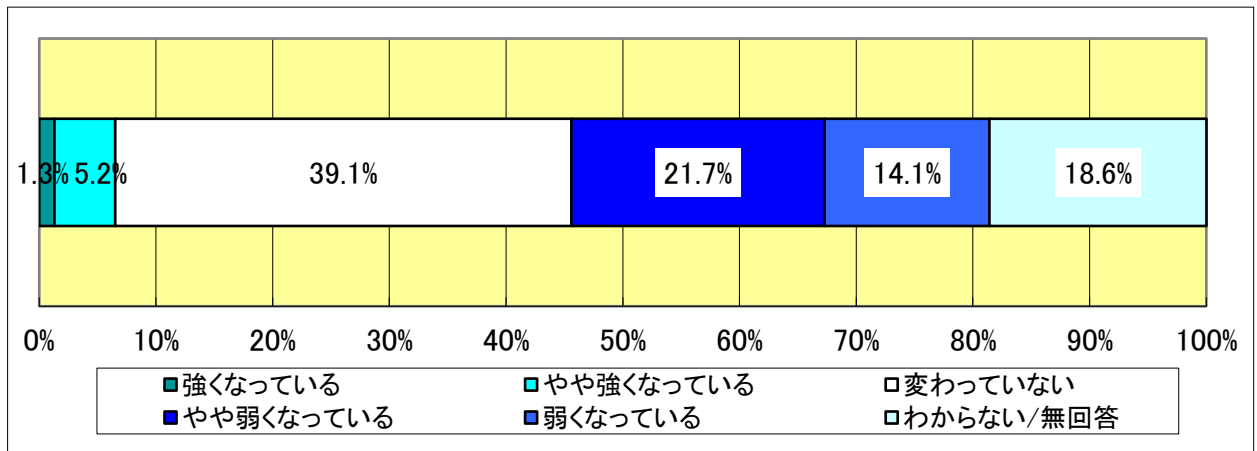
※単独世帯：65歳以上の一人暮らし高齢者の世帯  
 夫婦のみの世帯：夫婦のみの世帯でどちらかが65歳以上の世帯

「国勢調査」(総務省)

### 3 地域社会の状況

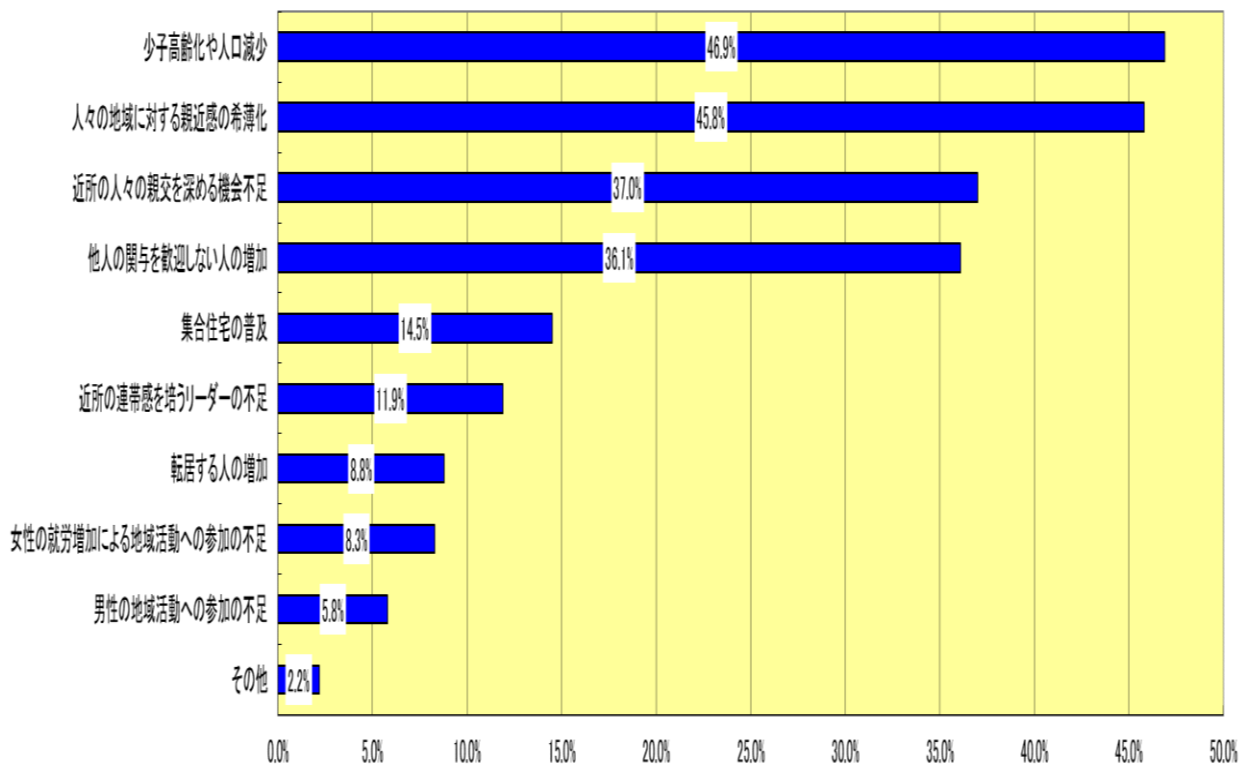
全国の調査（厚生労働省委託調査（2015年度））では、地域のつながりが弱くなってきていると感じている人が全体の35.8%となっており、その理由として「少子高齢化や人口減少」「地域に対する親近感の希薄化」「親交を深める機会不足」や「他人の関与を歓迎しない人の増加」等が挙げられています。

10年前と比較した地域のつながりの変化について



「人口減少社会に関する意識調査」（H27 厚生労働省委託調査）

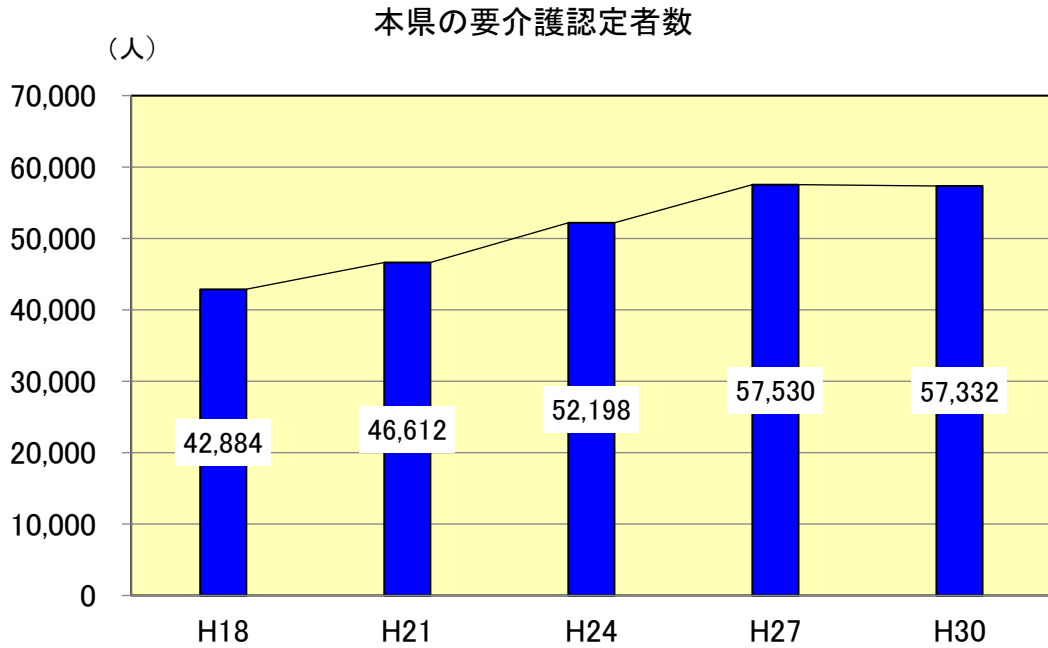
10年前と比較して地域のつながりが弱くなっている理由



「人口減少社会に関する意識調査」（H27 厚生労働省委託調査）

#### 4 支援を要する方々の状況

近年、少子高齢化の進行による高齢者人口の増加等に伴い、要介護認定を受けた高齢者や障害者が増加している状況にあります。



「介護保険事業状況報告」(各年4月末時点)(厚生労働省)

#### 本県の身体・知的・精神障害者数

| 区分    | H24    |   | H29    |
|-------|--------|---|--------|
| 身体障害者 | 46,479 | ▶ | 43,850 |
| 知的障害者 | 7,658  | ▶ | 8,856  |
| 精神障害者 | 15,765 | ▶ | 18,307 |

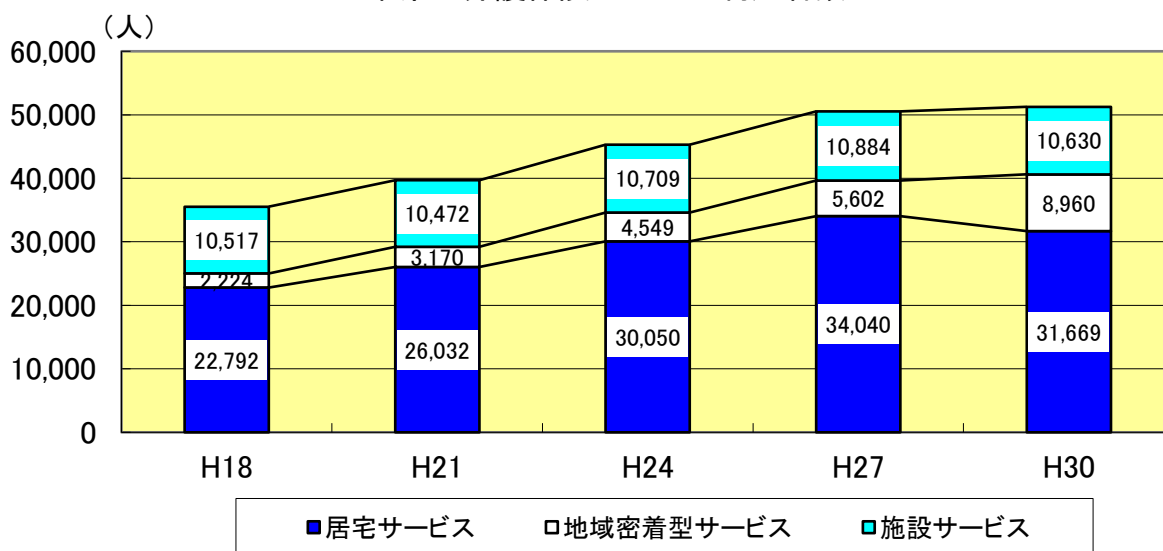
※身体障害者、知的障害者は、各年度末の手帳所持者数

※精神障害者は、各年6月末の入院、通院公費負担利用患者数

(県障害保健福祉課)

本県においても、入所施設や病院から地域生活への移行や、地域での自立した生活を支援するサービスの充実が図られ、居宅サービスを受けながら地域で暮らす高齢者や障害者が増加しています。

本県の介護保険サービス利用者数



「介護保険事業状況報告」(各年4月分)(厚生労働省)

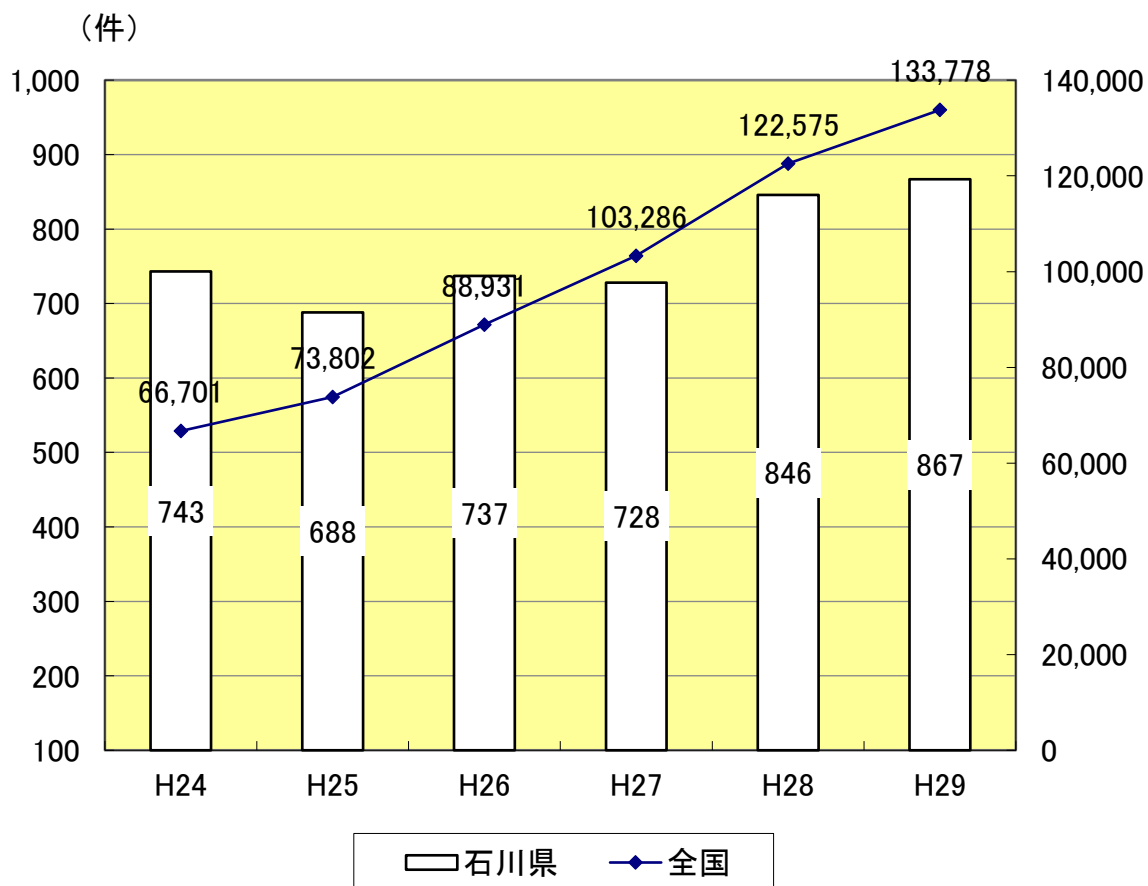
本県の地域で暮らす障害者に関する状況

| 区分                | H24    |   | H29    |
|-------------------|--------|---|--------|
| 1ヶ月の居宅介護サービス利用時間数 | 15,145 | ▶ | 17,496 |
| グループホーム利用者数       | 885    | ▶ | 1,142  |

(県障害保健福祉課)

さらに、核家族化の進行や、地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての不安や悩みを抱えても、周りに相談できる相手がいないといった子育て家庭の孤立化も指摘されています。

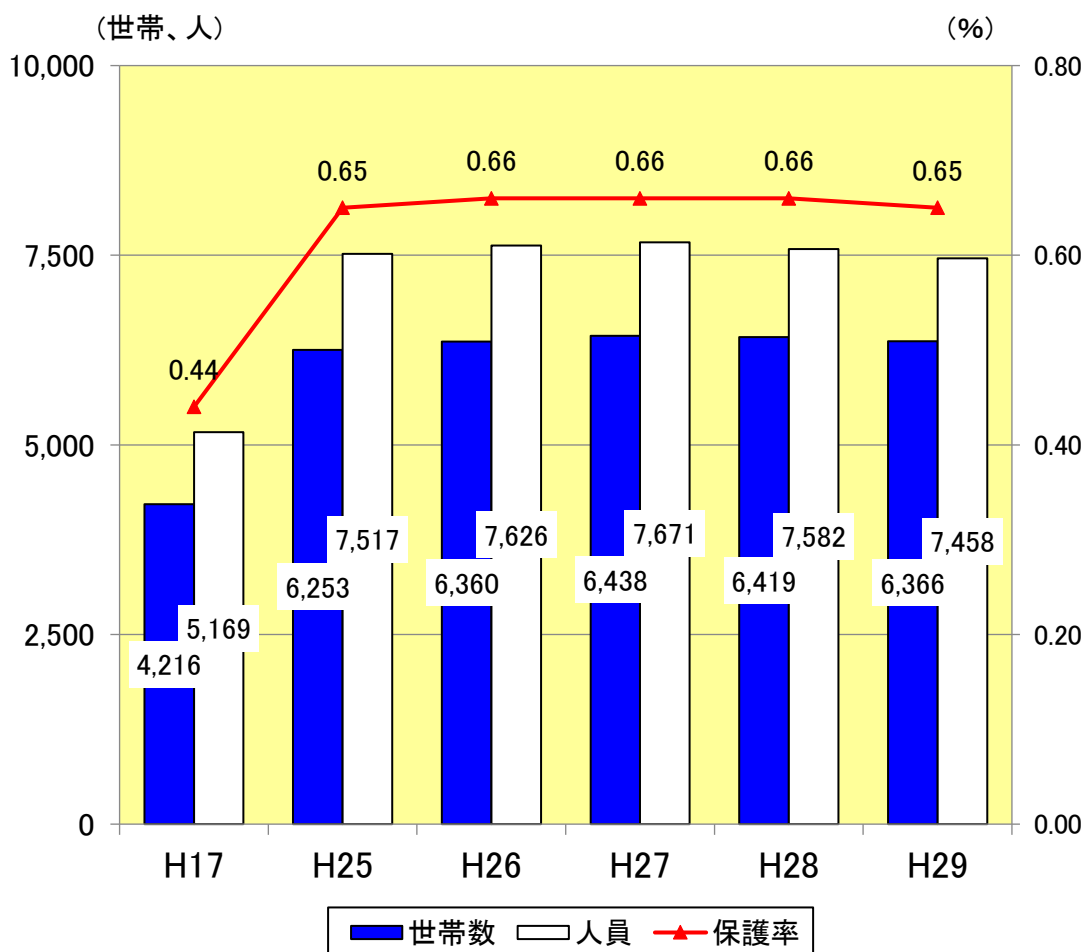
本県の児童虐待相談対応件数



「福祉行政報告例」(厚生労働省)

生活保護の状況については、平成20年の経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯等が急増しましたが、近年は微減しています。

本県の生活保護世帯数・生活保護者数と保護率の推移



「福祉行政報告例」(厚生労働省)  
「被保護者調査」(厚生労働省)

こうした状況の中で、地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々の見守りや、相談支援体制の充実が求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念（目指す姿）

本県の地域福祉を取り巻く環境については、近年、各福祉分野において、地域での暮らしを支援する公的サービスの整備が進む一方、地域社会では、担い手の減少が進むとともに、昔ながらの近隣住民同士の支え合い機能が弱まりつつあるのが現状です。

こうした状況の下、

- ① 地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭など、支援を要する方々の地域社会の中での孤立化が懸念されるとともに、
- ② 一人暮らし高齢者等が日常生活を送る上で、公的な福祉サービスの対象とならない生活課題の発生（買い物、外出支援、雪かき、ゴミ出し、電球換え等）、「制度の狭間」にある方々への対応（ひきこもり、サービス利用拒否等）、複合的な福祉課題を抱える家庭への対応（要介護高齢者と無職でひきこもり状態にある子どもが同居している世帯等）

など、分野ごとの福祉サービスの展開では十分に対処できない課題が顕在化しています。

県民誰もが、住み慣れた地域で、安心して、その人らしく、生き生きと暮らしていくためには、基本的な福祉ニーズに対しては、公助（公的サービス）で対応することを原則としつつ、地域生活の中で発生する様々な生活課題に対して、柔軟かつきめ細やかに対応するため、共助（地域の支え合い）の充実を図り、公的サービスと支え合い活動による支援の一体的な提供を通じて、自助（自立した日常生活を送ろうとする個人や家族）を支えることができる環境づくりが必要です。

こうした認識の下で、本計画の基本理念を次の通り定め、お互いが支え合い、子どもや高齢者、障害者を含む全ての県民が心安らかにいきいきと暮らせる地域社会づくりを進めます。

お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくり



## 2 基本的な視点

基本理念を踏まえつつ、次の4つの基本的視点に立って、本計画を策定します。

### (1) 住民の主体的な参加を促進する

- ・ 現在は「支える側」であっても、誰もがいつかは「支えられる側」
- ・ 高齢者等が抱える生活課題について、地域全体の問題との意識を住民が共有し、主体的に解決に取り組むことが最も重要。

### (2) 全ての人々が地域社会の一員としての役割を担う

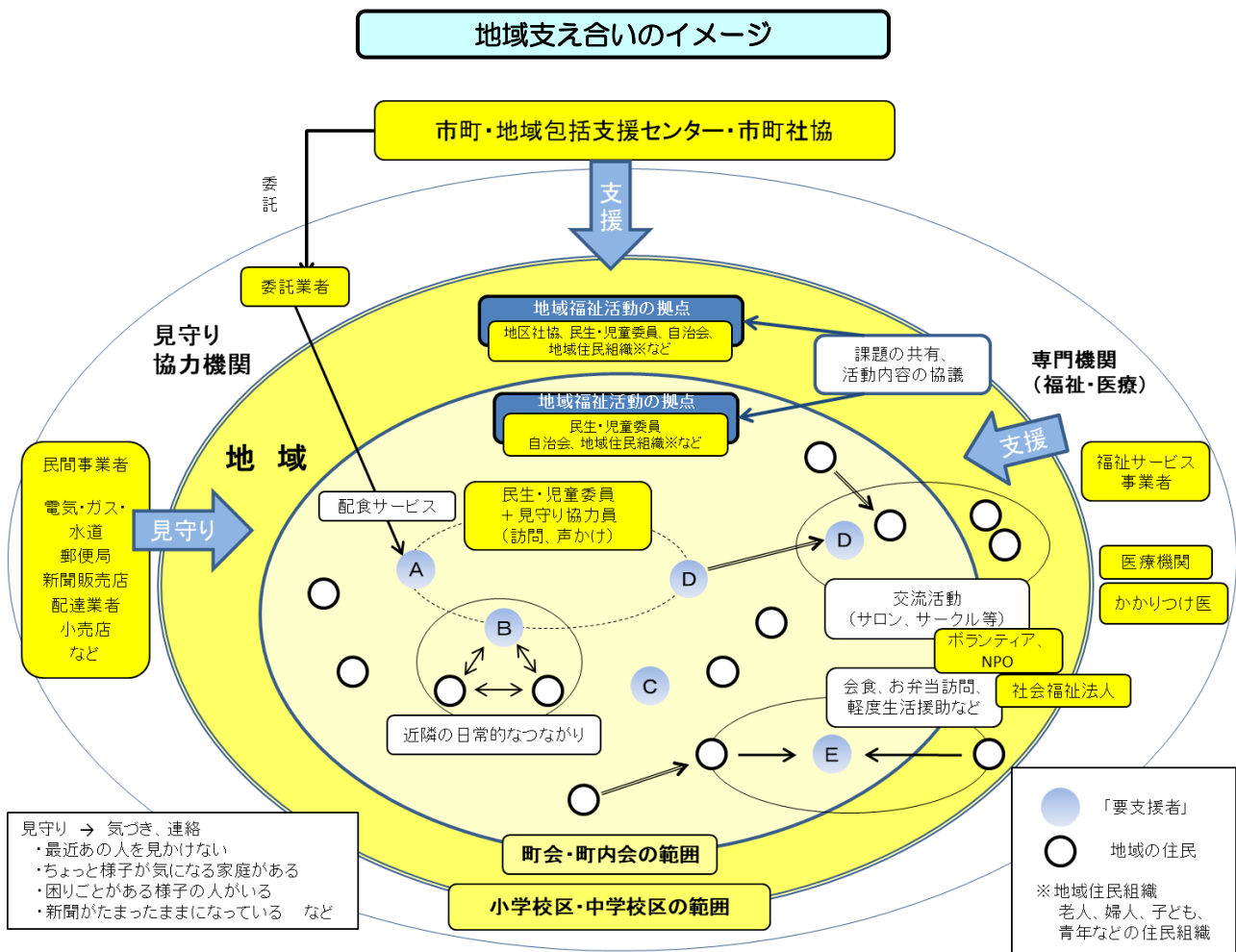
- ・ 高齢者や障害者等を常に「支えられる側」の存在として一面的に捉えるのではなく、地域で自立した生活を送るとともに、その適性や能力を活かしながら、地域社会の一員として役割を担えるようにすることが重要。

### (3) 地域支え合いに新たな担い手を取り込む

- ・ 多様な主体(ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉法人、民間企業)の参画を得て、従来の支え合い活動を補完する『新たな共助』の仕組みによる地域コミュニティの再構築が重要。
- ・ 退職後の自己実現の場を地域に求めることが期待されるなど新たな担い手が地域福祉に参加できる環境づくりが必要。

### (4) ネットワークで支える

- ・ 高齢者等の孤立化を防ぐための多くの関係者による見守り体制や、様々な生活課題にきめ細かく対応するための多様な主体の連携によるサービス提供体制の構築が重要。
- ・ ネットワークでの支援を円滑に行うには、地域福祉の多様な担い手が参加し、情報共有とサービス調整の機能を担う協議の場づくりの推進が必要。
- ・ 既存サービスでは対応できない新たな課題に対しては、地域の枠にとらわれず、多様な人材の知識や技術、アイデア等を取り込み、新たなサービス提供の仕組みづくりを行うなど、柔軟なアプローチが求められる。



(地域の実情により、それぞれの活動の範囲については多様な設定がありえる。)

### 3 施策の柱

本計画の基本理念の実現に向け、以下の3つの施策の柱に基づき、地域福祉の推進施策の展開を図ります。

#### 1 「地域支え合いの基盤づくり」

地域住民が主体となり、多様な活動主体との連携の下で、地域で発生する生活課題の解決を目指す「地域支え合い」の推進に向けた基盤づくりに取り組めます。

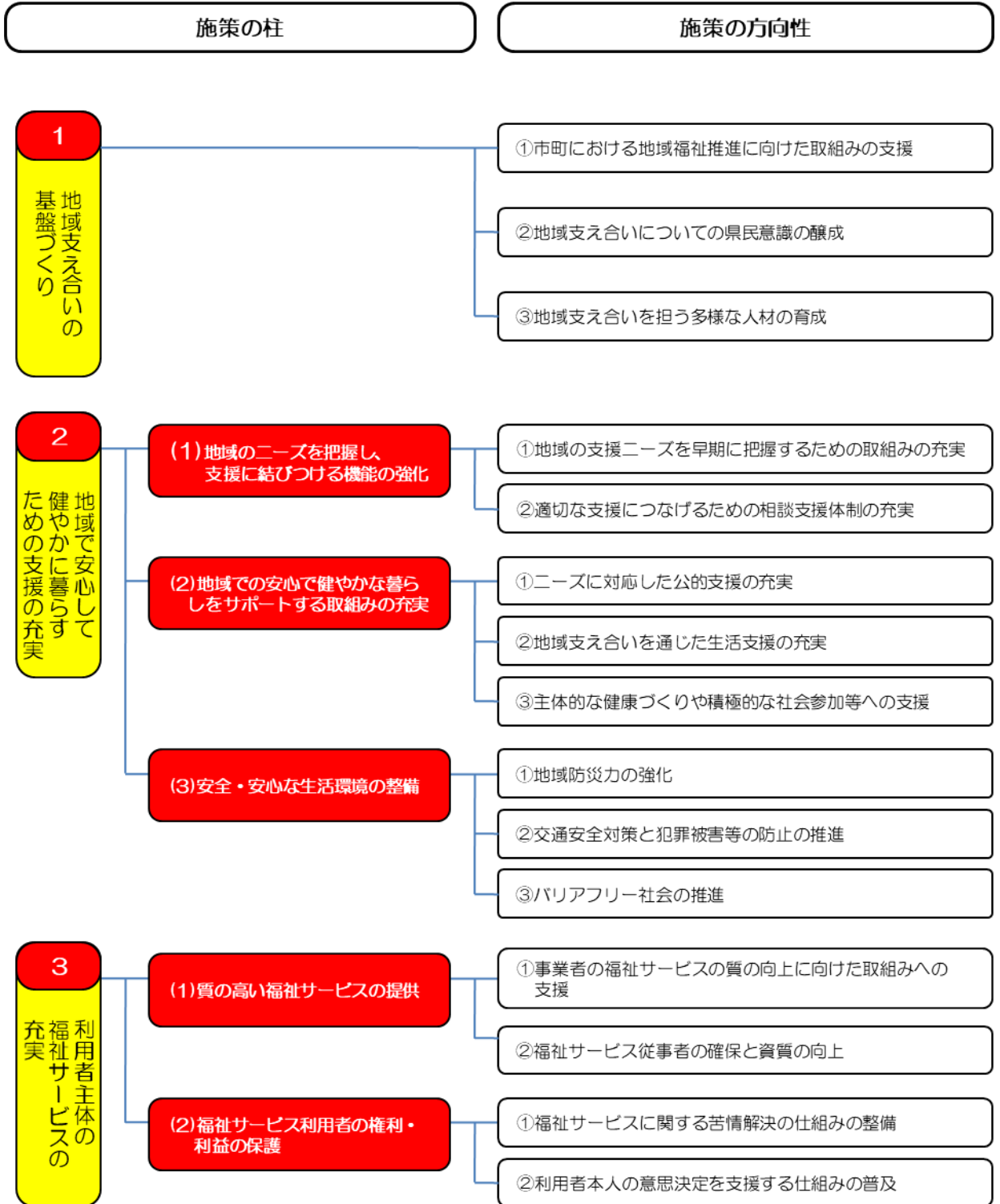
#### 2 「地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実」

各地域において、高齢者、障害者、子育て家庭など、支援を要する方々の孤立化を防止するとともに、地域生活の安心を支える公的サービス及び支え合い活動による支援の充実を図ります。

#### 3 「利用者主体の福祉サービスの充実」

サービスの質の向上や、利用者の権利・利益の保護に取り組み、安心して利用できる福祉サービスの充実を図ります。

# 第4章 計画の施策体系



## 1 地域支え合いの基盤づくり

地域で発生する様々な支援ニーズは、そこに暮らす地域住民が最も早く把握し、また、地域の実情に沿った解決を図ることが可能であり、誰もが安心して生活できる地域社会の実現のためには、「支え合い（共助）」の機能強化が重要な要素となります。

市町における地域福祉計画の策定は、各地域における「支え合い（共助）」の具体的な仕組みづくりであり、積極的な住民参加の下での計画の策定と実践のプロセスの積み重ねは、地域住民の支え合い意識の高揚や、地域の福祉課題の解決力の向上につながっていくものと考えられます。

さらに、社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、市町では、住民が主体的に地域生活課題を把握し、関係機関と連携しながら解決を目指すとともに、そうした地域づくりを実現するため、市町や関係機関が連携して、複合的な地域生活課題の解決に取り組み、包括的な相談支援体制づくりに努める旨が規定されました。

このため、包括的な相談支援体制づくり等、社会福祉法の一部改正の内容を反映させた市町の地域福祉計画の策定や、それに基づく各地域での具体的な取り組みを支援するとともに、様々な機会を通じて、「地域支え合い」について県民意識の醸成に努めます。

また、地域における支え合いの諸活動は、地域住民自身による活動が基本となりますが、活用できる資源や専門知識には限界があり、ボランティア、NPO、福祉関係者、民間事業者など、様々な形で地域と関わる多様な活動主体との協働関係を構築することにより、支え合い活動がより活発に、かつ厚みを増すものと期待されることから、地域支え合いを担う多様な人材の育成に努め、幅広い分野の地域支え合い活動への参画促進を図ります。

### 【施策の方向性】

#### ①市町における地域福祉推進に向けた取り組みを支援します。

- ・生活や文化など各々の地域の実情に応じた市町地域福祉計画の策定や改定を促進するため、県内外の先進的な取り組みの情報提供や技術的助言等による支援を行います。
- ・市町と市町社会福祉協議会が連携し、各地域の実情に応じて取り組む地域福祉活動や活動拠点の整備など、地域支え合い体制の構築に向けた取り組み

を支援します。

- ・市町における、地域の実情に応じた包括的な相談支援体制の整備を進めるため、先進的な事例に関する情報提供等の支援を行います。
- ・地域福祉の中核的な役割を果たしている市町社会福祉協議会の機能強化に向け、県社会福祉協議会が広域的な観点から取り組む人材育成や先進的な事例に関する情報提供等の取組みを支援します。
- ・社会福祉法人など多様な主体が連携して取り組む生活課題の解決や支援を要する者の孤立防止などの活動を支援します。

## ②地域支え合いについての県民意識の醸成を図ります。

- ・各種広報や普及啓発活動を通じ、地域でお互いに支え合う県民意識の醸成を図ります。
- ・介護の魅力や重要性を伝え、介護分野全体のイメージアップを図る「いしかわ介護フェスタ」の開催や、県政出前講座などを通じ、高齢者介護等に対する理解の促進を図ります。
- ・障害に対する理解の促進のため、「障害者ふれあいフェスティバル」や障害者スポーツに関するイベント等の開催、「障害者週間」「障害者雇用支援月間」「精神保健福祉普及運動週間」「発達障害啓発週間」等の啓発事業の充実を図ります。
- ・援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を本県においても配布し、様々な場所で援助や配慮を得られるよう、認知度の向上と普及啓発に取り組めます。また、ヘルプカードの周知に努めます。
- ・外見からは分かりにくい障害や理解されにくい障害など、その障害特性や必要な合理的配慮について、リーフレットや県政出前講座などを活用して、県民の理解の促進に努めます。
- ・障害者差別解消法は、県の役割として、啓発活動や相談体制の整備など差

別解消に向けた施策を実施することを求めています。本県独自の条例制定により、差別解消についての県民の理解を深め、差別解消をさらに推進するための施策に取り組めます。

- ・ 県民の誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深めてもらうことができるよう、県民・事業者向けの手話講座など、手話を使いやすい環境整備に取り組めます。
- ・ 「県民育児の日」を定め、子育ての大切さやワークライフバランスについて考える契機とし、その普及啓発のため、いしかわエンゼルマーク運動を進め、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校・地域の実態に応じた、乳幼児や高齢者とのふれあいや相互交流などの体験活動の推進や、主体的なボランティア活動の場や機会を設定します。
- ・ ボランティア功労者に対する顕彰制度の実施など、ボランティア活動が社会的に評価されるような仕組みを整備します。

### ③地域支え合いを担う多様な人材の育成に努めます。

- ・ 石川県県民ボランティアセンターや県及び市町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する総合的な情報収集・提供を進めます。
- ・ 企業、学生、地域団体等に対して、地域支え合い活動の基本的な知識等の習得を目的とした出前講座等を実施するなど、地域支え合い活動の多様な担い手の確保を図ります。
- ・ 企業人材や退職者が自らの専門的知識・技術や経験を活かして地域支え合い活動に参画できる環境づくりを推進します。
- ・ ボランティア活動に取り組んでいる企業等を「地域支え合いサポート企業」として登録し、企業等による地域貢献活動の機運を醸成します。
- ・ 地域支え合い活動を行う人材・団体及び支援ニーズに関する情報を登録し、両者の円滑なマッチングを図ります。

- ・ボランティア活動に関する総合的な相談援助等を通じて活動の担い手と受け手をつなぐ役割を担うボランティアコーディネーターの配置を促進するなど、ボランティア活動の円滑化を図ります。
- ・ボランティア保険の掛金助成により、安心してボランティア活動に取り組めるよう支援します。
- ・ボランティア団体等が行う先進的な取組みを支援します。
- ・NPO活動等の一層の活性化を図り、活力ある豊かな地域社会づくりを進めるため、石川県NPO活動支援センター「あいむ」において交流を促進するとともに、行政、企業、NPOが協働する場を提供します。
- ・自治会や老人クラブ、婦人会、子ども会など、地域に根差した組織が市町や民生・児童委員等と連携して取り組む様々な地域福祉活動を推進します。



## 2 地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実

### (1) 地域の支援ニーズを把握し、支援に結びつける機能の強化

誰にでも、自分だけでは対応が難しい問題を抱えることは起こり得ることですが、特に、一人暮らし高齢者等、支援を要する方々については、周囲とのつながりがなければ、問題が潜在化し、必要な支援を適切に受けることができず、一層深刻な状況に陥るおそれがあります。

このため、困ったときに気軽に相談できる体制を充実するとともに、自ら支援を求め、サービスを利用することが困難な方についても、周囲がそのニーズを速やかに把握し、適切な支援に結びつけるための機能の強化を図ります。

#### 【施策の方向性】

#### ①地域の支援ニーズを早期に把握するための取組みを推進します。

- ・地域見守り活動の中核的な役割を担う民生・児童委員について、地域の保健福祉関係者とのネットワーク構築等を支援することにより、資質向上や負担感の軽減を図るとともに、活動内容への県民の理解を促進し、次代の民生・児童委員を担う人材の育成・確保を図ります。
- ・地域見守り活動のために必要な個人情報について、活動に支障が生じないよう、市町と連携しながら民生・児童委員等が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ・民生・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員児童委員協議会の活動を支援します。
- ・一般家庭を訪れる機会のある民間事業者等の協力を得て、普段と様子が異なる場合にその情報が市町に提供される仕組みとして、「地域見守りネットワーク」が機能するよう支援します。
- ・医療・介護等のサービス利用実績がなく孤立化の可能性がある高齢者を適切に把握・訪問する「お達者ですか訪問事業」等を通じて、孤立化を防止する支援体制を推進します。

- ・生後4か月を迎えるまでの全ての乳児家庭に保健師等が訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供などを行うとともに、支援が必要な家庭については、関係機関と連携し、適切なサービスの利用につながるよう支援します。
- ・乳幼児期の疾病や障害を早期に発見し、その軽減や治癒を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、訪問指導等の充実を図ります。
- ・子ども虐待などの相談に対する市町の適切な対応を確保するため、市町職員への研修及び巡回指導を実施し、専門的技術や知識の向上を図るほか、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成された子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活動を支援します。また、虐待が疑われる場合は直ぐに児童相談所に通告するよう、県民に対し周知を図ります。
- ・高齢者や障害のある人への虐待については、問題が複雑で解決が困難な事例も少なくないことから、専門的な知識を有する社会福祉士及び弁護士等で構成された高齢者・障害者虐待対応専門職チームによる支援が受けられる体制の整備を図ります。
- ・「石川県障害者権利擁護サポートデスク」（県障害保健福祉課内に設置）において、通報・相談を受け付ける専門職員を配置し、障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づく相談業務を行うほか、法律の普及啓発活動を行います。
- ・身近な人の悩みに気づき、話を聞いて、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」の養成や、県内の各圏域における福祉、保健、医療、警察など関係機関のネットワークの強化等により、自殺予防のための相談支援の充実を図ります。
- ・保健福祉センター、こころの健康センターと市町等が連携し、本人や家族等への相談支援や訪問指導、交流の場としての社会復帰支援教室の開催などにより、ひきこもりの長期化の予防と社会参加の促進を図ります。

## ②適切な支援につなげるための相談支援体制を充実します。

### ○高齢者分野

- ・地域において高齢者の総合相談支援を行う地域包括支援センターが、より効率的に業務が行えるよう、センターの体制整備、業務運営の手法等について、県内地域包括支援センターの情報交換を支援するほか、全国の先進事例の情報提供に努めます。

### ○障害者等分野

- ・地域における障害のある人の相談支援体制の強化を図るため、市町の基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ・障害のある人の職業生活における自立を図るため、障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、職業準備訓練のあっせんや、就業に伴う生活に関する指導・助言など、就業面及び生活面における一体的な支援を行います。
- ・障害のある人が地域において安心して生活できるよう、県自立支援協議会と市町等の自立支援協議会の連携を密にし、地域の状況や課題を把握するとともに、人材育成をはじめ相談支援体制の充実のために必要な施策の推進に努めます。
- ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、リハビリテーションセンター、こころの健康センター等の専門的な相談対応機関において、市町での身近な相談支援の取組みを支援します。
- ・手話通訳に対するニーズが高まっていることから、聴覚障害のある人の相談窓口となっている市町の手話通訳者の配置を働きかけます。
- ・発達障害の早期発見や早期療育のための体制を整え、各ライフステージを通じて継続的な支援が可能となるように支援機関のネットワークを充実するとともに、県発達障害支援センター及び発達障害者支援センター・パスにおいて、発達障害のある人や家族に対する専門相談や発達支援を行います。また、発達障害者支援体制推進会議において具体的な支援体制の構

策に向けた取組みを推進します。

- ・難病の発見の機会を増やすため、市町等で実施する健康診査や健康相談時に難病が疑われる人がいた場合は、市町と保健福祉センター、難病相談・支援センターが連携して、相談や支援を行います。
- ・脳の損傷によって記憶障害や注意障害等が生じ、日常生活や社会参加が困難となる高次脳機能障害について、リハビリテーションセンター内に設置する高次脳機能障害相談・支援センターにおいて専門的な相談支援に応じるとともに、福祉、医療の関係機関等との支援ネットワークの充実を図ります。
- ・人工呼吸器やたん吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）に対し適切な支援を行うために、保健、医療、障害福祉、保育、教育といった各関係機関と連携した協議の場を設置するとともに、総合的な支援・相談対応のために医療的ケア児等コーディネーターを養成します。

## ○子育て分野

- ・全ての子育て家庭の育児不安を解消するため、特に子育てに関する不安の多い出産前後から3歳までの期間中に、身近な保育園等で登録し、育児相談等の支援が受けられる「マイ保育園登録制度」の更なる普及を図ります。
- ・子育て中の親子が気軽に集まって交流や情報交換を行うことができ、保育士等の専任スタッフが相談に応じる、身近な地域子育て支援拠点の拡充を図ります。
- ・子育て支援コーディネーター及び子育て支援総合アドバイザーの全ての保育所等への配置を進め、地域の子育て家庭に対する、各種支援サービスの利用についての総合的なコーディネートを推進します。
- ・全ての市町の児童相談窓口で子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には、県の児童相談所の専門家が対応します。
- ・児童相談所において、24時間連絡体制の実施と、職員の専門性の向上に取り組むとともに、児童福祉司を補佐する児童福祉サポーターを配置し、

ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。

#### ○配偶者からの暴力への対応

- ・配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して、配偶者からの暴力被害者の相談・保護を行う機関である「石川県女性相談支援センター」及び関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで、被害者のそれぞれの状況に応じた支援を行います。

#### ○性暴力被害者への対応

- ・性暴力被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）において、警察、医療機関、弁護士会等の関係機関との連携を密にし、被害者の心情に寄り添った適切な支援を行います。

## (2) 地域での安心で健やかな暮らしをサポートする取組みの充実

地域における支援ニーズについては、公的な福祉サービスの対象とならない生活課題、「制度の狭間」にある方への対応、複合的な福祉課題を抱える家庭への対応など、多様化・複雑化しており、こうしたニーズに即した、きめ細かな生活支援サービスが必要となっていることから、公的支援の充実と併せ、地域支え合い活動を通じた生活支援の取組みの充実を図ります。

また、県民一人ひとりが、生涯にわたり元気で自立した生活を送ることができるよう、主体的な健康づくりや積極的な社会参加への支援の充実を図ります。

### 【施策の方向性】

#### ① ニーズに対応した公的支援の充実を図ります。

- ・ 「石川県長寿社会プラン」、「いしかわ障害者プラン」、「いしかわエンゼルプラン」等の各分野別計画に基づき、公的福祉サービスの整備を進めます。
- ・ 保健医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

#### ○ 高齢者分野

- ・ 地域包括支援センターと医療機関、介護サービス事業者、地域住民、ボランティアなど様々な機関が連携したネットワークをつくり、医療・介護サービスや生活支援などが切れ目なく提供されていく地域包括ケアシステムが県内各地で構築されるよう、関係機関と連携しながら市町の取組みを支援します。
- ・ 高齢者が要支援・要介護状態になる前の早い段階から、個々の状態に応じた効果的な介護予防事業を提供し、生活機能の低下を防止する必要があることから、市町が実施する体操等を行う高齢者の通いの場の拡大や運営の担い手育成等の取組みを支援します。
- ・ 「高齢者のQOL（生活の質）の向上」のために、自立支援・介護予防の観点を踏まえて、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討を行

う「介護予防のための地域ケア個別会議」を推進し、市町の取組みを支援します。

- ・在宅医療と介護の連携推進において、市町の取組みの中心的な役割を担うコーディネーター等のスキルアップ研修を開催するほか、市町をまたいだ広域的な連携の場を設ける等、市町ごとの地域の実情に応じた連携体制の継続的な改善・発展を支援します。
- ・地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進するため、市町が配置する生活支援コーディネーターの養成や資質の向上を図るとともに、市町や地域包括支援センター、地域の関係者が参加する協議体設置による多様な主体間のネットワーク化を推進します。
- ・認知症になっても、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期発見を含む初期集中支援体制の強化のため、市町が設置している認知症初期集中支援チームの活動促進に向けて、先進地のチーム活動事例の共有や市町間の情報交換などを行う機会を提供します。
- ・65歳未満で発症する若年性認知症について、国の認知症施策等総合支援事業に基づき、県立高松病院に設置した相談窓口及びコーディネーターを中心に関係機関との連携を図りながら、総合的な施策を推進します。

### ○障害者分野

- ・視覚障害のある人や聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保のため、県視覚障害者情報文化センターや、県聴覚障害者センターの活動を支援するとともに、重度・重複のコミュニケーション障害のある、盲ろう者のコミュニケーション及び外出を支援するため、通訳介助員の派遣に努めます。
- ・障害のある人などが住み慣れた所で生き生きとした生活が送れるよう、地域の保健・医療・福祉・教育・就労の関係機関が連携し、総合的かつ利用者本位のリハビリテーションを提供する体制の整備を進めます。
- ・施設入所者や病院の入院患者の地域生活支援を進めることが求められており、障害福祉サービスなど日中活動の場の充実を図ります。

- ・施設や病院から退所・退院した一人暮らし障害のある人等が、地域で安心して暮らせるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態にも速やかに対応できるよう支援に努めます。
- ・障害のある人が介護保険の対象となった場合でも、引き続き、同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」については、地域共生社会の実現と地域における包括的支援体制の構築に向けた施策であり、市町と連携しながら、共生型サービス事業所の整備促進に努めます。また、介護保険の対象となる人に対し、利用者負担軽減制度により、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。
- ・障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域において様々な支援が切れ目なく提供されるよう、市町に「地域生活支援拠点等」を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

## ○子育て分野

- ・子ども・子育て支援新制度においても、在宅育児家庭の3歳未満の子どもは、幼稚園・保育所・認定こども園のいずれの施設も通園利用できないことから、在宅育児家庭通園保育モデル事業を実施し、通園に準じた保育サービスを受けられるようにすることで、同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で子どもが健やかに育つ機会を提供するとともに、保護者の子育てに関する精神的不安の更なる軽減を図ります。
- ・ひとり親家庭の親が、子育ての悩みを一人で抱え込んで孤立しないように、子育てや家事等に関する生活支援講習会の開催や、母子自立支援員・父子相談員を交えた情報交換の機会を設け、ひとり親家庭のネットワークの構築を図ります。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、相談から就職までハローワークなどと連携を図りながら総合的な支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の子どもが望む進路の実現を支援するため、学習支援を行うほか、食事の提供等を行う居場所づくりを推進します。



## ○生活困窮者への対応

- ・県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付等により、高齢者、障害のある人、低所得者世帯の経済的自立を支援します。
- ・住居や就労機会の確保をはじめ、生活に困窮している方が抱える多様な課題に対応するため、個々の世帯の状況や一人ひとりの心身の状況に応じた総合的な相談支援体制の確保など、自立に向けた生活支援の取組を市町等と連携して推進します。
- ・自立相談支援機関の相談支援員等の研修などを実施し、支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連絡強化のため、情報交換、支援方法の共有等に取り組みます。
- ・生活に困窮している方には、最後のセーフティネットである生活保護制度等により、適切に生活支援を行うとともに、働く意欲や能力がある方には、就労支援を通じて生活の自立を支援します。

## ○住宅確保要配慮者への対応

- ・高齢者であること等を理由に入居を拒否しない民間賃貸住宅である住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録や情報提供を推進するとともに、行政、不動産関係団体、石川県社会福祉協議会等による「石川県居住支援協議会」において、高齢者等が適切な住まいを選択できるよう、相談対応や居住支援制度の情報提供を実施します。

## ○矯正施設退所予定者等への対応

- ・地域生活定着支援センターでは、矯正施設に入所している福祉の支援が必要な障害のある人などが、退所後、適切に福祉サービス等を利用し円滑に社会復帰が出来るよう、入所中から保護観察所や福祉関係機関等と連携して支援を行います。

## **②地域支え合いを通じた生活支援の充実を図ります。**

- ・従来の隣近所の支え合いを補完する「新たな共助」として、買い物、外出

支援、雪かき、ゴミ出し、電球換えなど、地域の一人暮らし高齢者等の生活課題に対し、市町や企業、NPO、社会福祉協議会などで構成されるネットワークによるきめ細かな生活支援サービスの提供を推進します。

- ・不安を抱える一人暮らし高齢者等と向き合い、会話する中で安心感を与えることができる「傾聴ボランティア」の養成を推進します。
- ・認知症の方とその家族を地域で見守り、支え合っていく体制の充実に向けて、フォーラムでの事例紹介等、民生委員、ボランティア(認知症サポーター)、NPO等の地域の担い手の活動促進を図るとともに、従業員の認知症サポーター養成講座の受講など、一定の要件を満たす企業や団体を「いしかわ認知症ハートフルサポート企業・団体」として認定します。
- ・認知症の方の地域社会との繋がりや、その介護者の負担を軽減するため、認知症高齢者等やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置等を推進します。
- ・市町におけるSOSネットワークや、広域対応のための「石川県認知症高齢者等SOSネットワーク連絡調整マニュアル」を活用し、行方不明の認知症高齢者等の早期発見等に向けた体制を推進します。
- ・老人クラブが行う友愛訪問等を通じ、高齢者を精神面で支える地域の取り組みを進めます。
- ・障害のある人の自助グループ活動や家族会活動など、当事者や家族同士の支え合いを支援します。
- ・地域の子育てに関する会員制の相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」など、地域における住民同士の相互援助の仕組みづくりを推進します。
- ・子育てサークル、母親・父親クラブ等の活動を支援するとともに、子育ての悩みや不安などをグループで話し合い、自分に合った子育ての仕方を学ぶ機会の提供を図ります。
- ・食品ロスの削減のみならず、地域における支え合い活動の充実にもつなが

るフードバンクやフードドライブの普及に努めます。

### ③主体的な健康づくりや積極的な社会参加等を支援します。

- ・ 県民の生涯を通じた主体的な健康づくりを支援するため、「健康フロンティア戦略」に基づき、エネルギー・塩分・野菜量に配慮して開発した「いしかわヘルシー&デリシャスメニュー」の普及やロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防のための運動の普及等を行います。
- ・ 「いしかわ健康づくり応援企業等連絡協議会」の参加企業や関係団体、市町、医療保険者等と連携し、県民の健康の保持・増進、疾病予防等の実践・継続を支援するとともに、食生活改善推進員や健康づくり推進員などのボランティア活動を支援します。
- ・ 民間団体等が行うこころの健康づくり講演会等に講師を派遣し、地域におけるこころの健康づくりを支援します。
- ・ 高齢者がスポーツや文化活動を通じて地域や世代を超えた交流ができる大会として「ゆーりんピック」を開催し、健康づくりや生きがいづくりを推進します。
- ・ 障害者スポーツに親しむ人の増加を図るため、障害者スポーツ教室の開催などを通じて普及を図るとともに、障害のある人向けのレクリエーションやスポーツを指導する人材を養成します。
- ・ 「いしかわ長寿大学」や「石川県民大学校」など、多様な生涯学習機会を提供し、高齢者等の積極的な社会参加を支援します。
- ・ 高齢者の豊かな経験や知識・技能を、子どもたちや青少年に受け継ぐ世代間交流を促進します。
- ・ 障害のある人の作品や音楽等の文化活動の発表の機会を提供します。

### (3) 安全・安心な生活環境の整備

安心して地域で暮らしていくためには、災害や犯罪などの危険から自分の身を守ることができる生活環境が大前提であり、特に、高齢者、障害のある人、子どもなど、自分の力では、そうした事態に的確に対応することが困難な方については、一層の配慮が必要です。

また、誰もが地域で安全かつ快適な生活を送ることができるようにするためには、バリアフリー社会の推進を図ることが必要です。

このため、誰もが住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、安全・安心な生活環境の整備に取り組みます。

#### 【施策の方向性】

##### ①地域防災力の強化に取り組みます。

- ・共助の要となる自主防災組織の充実強化を図るため、市町と連携して、防災の知識を持ち、地域の実情をよく理解した組織のリーダーとなる防災士の育成に取り組みます。また、災害発生時に、避難所において女性の視点を踏まえたきめ細やかな対応ができるよう、市町や関係団体と連携して、女性防災士の育成に取り組み、地域防災力の充実強化を図ります。
- ・災害時要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児等）の避難支援対策として、市町で取り組む対象者名簿の作成及び要配慮者一人ひとりの避難支援者や避難所などを定めた個別計画の作成を支援します。
- ・災害時における安全・安心を確保するため、民生・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関連機関や、自主防災組織関係者、防災関係機関の連携による支援体制の整備を推進します。
- ・災害時に、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」の派遣体制を整備し、災害時の福祉支援体制の構築を図ります。

##### ②交通安全対策と犯罪被害等の防止を推進します。

- ・高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化を自覚できるように、各種教育用機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全講習を実施し、

高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

- ・幼稚園・保育所・認定こども園においては、横断歩道の安全な渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても、視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。
- ・高齢者が「振り込め詐欺」などの犯罪被害に遭わないよう、興味を持って、かつ分かりやすい防犯寸劇を活用した防犯教室の開催等の普及啓発を行います。
- ・子どもが犯罪などの被害に遭いまたは遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進します。また、防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動を促進するため、地域安全情報の提供やその活動に必要な人材育成のための研修等の支援を行います。
- ・交番・駐在所広報紙や地域安全ニュース等により、子どもが被害者となる事案や防犯対策に関する情報提供を推進するとともに、地域全体で子どもを犯罪から守るため、警察本部ウェブサイト于事案の発生状況や地図情報、防犯対策を掲載し、子どもの安全に関する情報提供を行います。
- ・子どもの連れ去りや不審者による声かけなどが多発している状況を踏まえ、地域の防犯力の向上を図るため、マニュアル等を活用しながら、地域が一体となって「地域安全マップ」を作成する取組みの県内への普及に努めます。
- ・「石川県安全安心な消費生活社会づくり条例」に基づき、消費者の権利の確立、不適正な取引行為の規制、消費者教育・情報提供、消費者被害の救済、市町に対する支援などに取り組み、消費者が自立した主体として行動できる環境の整備を推進します。
- ・「石川県消費者教育推進計画」に基づき、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、学校・地域・職域など様々な場で多様な主体と連携し、消費者教育を推進します。

- ・「石川県消費生活支援センター」を核として、消費者被害の迅速な救済を図るほか、講座の開催、団体・グループへの講師派遣による消費者教育の推進、新聞、ホームページ、メールマガジンなど様々な媒体による悪質商法の手口や対処方法等の迅速な情報提供を図ります。
- ・消費者が身近な行政主体である市町において消費生活相談を受けられるよう、市町巡回指導の実施、相談担当職員に対する研修充実等により、市町の相談窓口の強化を図ります。
- ・高齢者の消費者被害の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、住民により身近な市町において民生委員や地域包括支援センター、ホームヘルパー、老人クラブなど地域の関係機関と連携し、地域ぐるみの見守りネットワークづくりの支援に努めます。
- ・安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰等を促進すること等により、再犯の防止を推進します。

### ③バリアフリー社会を推進します。

- ・バリアフリーに関する積極的な取組みを行う団体等の表彰や、県内の公益的施設等のバリアフリー情報の提供などを通じて、バリアフリー社会推進の一層の普及啓発に努めます。
- ・公益的施設のバリアフリー化の推進や住宅のバリアフリー化に関する専門的な相談体制の整備等により、生活環境のバリアフリー化を進めます。
- ・リハビリテーションセンター内に設置するバリアフリー推進工房では、障害のある人へのテクニカルエイド（道具や環境の適合・改良に関する技術支援）、企業等への福祉用具・ユニバーサルデザイン製品開発に関する技術支援、公的施設等のバリアフリー化に関する技術支援の取組みを推進します。
- ・マタニティマークの普及啓発や建物内の授乳室の設置推進など、子育てにやさしい生活環境づくりを推進します。
- ・障害のある人など歩行が困難な人等に県内共通の利用証を交付する「いし

かわえ合い駐車場制度」の周知に取り組み、協力施設の拡大を図ります。

### 3 利用者主体の福祉サービスの充実

#### (1) 質の高い福祉サービスの充実

少子高齢化の進行に伴い、福祉サービスに対するニーズが一層増大かつ多様化している中で、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けることができるよう、福祉サービスの質の向上や、福祉サービスに従事する人材の確保及び資質の向上に向けた取組みを推進し、質の高い福祉サービスの充実を図ります。

福祉サービスに従事する人材の確保及び資質の向上については、平成27年3月に策定した「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」が示す方向性に基づき、取組みを推進します。

#### 【施策の方向性】

#### ①事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組みを支援します。

- ・安定的に質の高いサービスを提供するため、経営者・施設管理者としての意識あり方や資質の向上を図る研修などを実施します。
- ・福祉サービス事業者のサービスの質の向上に向けた積極的な取組みを促進すると同時に、利用者のサービス選択を支援するため、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的な立場から事業者のサービスの質を評価する福祉サービス第三者評価事業を推進します。
- ・介護サービスや障害福祉サービスの事業者が自らサービスの質の向上、確保に努めるよう、提供されるサービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公表します。

#### ②福祉サービス従事者の確保と資質の向上を図ります。

- ・学卒就職者をしっかりと確保していくため、介護・福祉関係養成校の学生等に対する働きかけに加え、小中高生に対しても、将来の職業の選択肢として介護・福祉分野を考えてもらえるよう、積極的に取り組みます。
- ・福祉人材センターとハローワークの連携を強化し、きめ細やかな就職支援



に取り組めます。

- ・介護福祉士、ホームヘルパー、保育士などの有資格者のうち、介護・福祉職員として働いていない潜在介護・福祉人材の再就業の促進に取り組めます。
- ・給与体系の明確化、休暇取得の促進や労働時間の縮減、資質向上に向けた研修制度の充実などに取り組む事業者の認定制度を創設し、魅力ある福祉職場づくりを推進します。
- ・階層別・テーマ別の研修を充実させて実施して、介護職員等の資質向上を図ります。

## (2) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

安心して福祉サービスを利用するためには、不都合が生じたときには苦情を述べることができ、またその解決が適正に図られるための仕組みが必要です。

また、判断能力が十分でない人は、自分で判断したり、意思を相手に正確に伝えることが困難なため、適切な福祉サービスの利用が困難であったり、権利の侵害を受けやすい状況にあります。

このため、福祉サービス利用者が事業者と対等な立場でサービスを利用できるように適切な苦情解決の仕組みを整備するとともに、判断能力が低下した方のサービス利用手続き等の支援に取り組み、安心してサービスを受けることができる環境づくりを推進します。

### 【施策の方向性】

#### ①福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを整備します。

- ・苦情への適切な対応により、利用者の福祉サービスに対する満足感を高めるとともに、利用者の権利を擁護するため、苦情受付窓口の設置等、事業者自身による苦情解決体制の整備を促進します。
- ・利用者と事業者が話し合っても解決できない場合や、事情があり事業者に直接苦情を言えない場合に、公正・中立な立場で調査・助言・あっせんを行う福祉サービス運営適正化委員会の運営を支援します。

#### ②利用者本人の意思決定を支援する仕組みを普及します。

- ・判断能力が不十分なため契約による福祉サービスが十分に活用できない認知症高齢者や障害のある人等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する「福祉サービス利用支援事業」の推進を図ります。
- ・判断能力が不十分な人を保護し支援する成年後見制度について、市町の福祉関係職員や一般市民への制度の普及・啓発に努めるとともに、市町の成年後見制度利用促進計画の策定を支援するなど、市町における制度の利用支援体制の整備等を支援します。